



交通の要衝である小牧インターチェンジ付近

小牧市の特色



小牧市長 山下史守朗

本市は高速道路や空港等の広域的な交通体制の利便性に優れ、また、名古屋を中心に立地している様々な関連企業にも近く、強固な地盤も有するなど、新規産業の誘致に非常に有利な立地条件を備えています。

また、本市の製造業は、特定の業種に特化せず、様々な業種がバランスよく立地しており、経済環境や市場の変化に柔軟に対応できるといった強みを持った産業構造を有しています。

■小牧市企業立地促進補助金

市内に一定規模以上の工場等を立地する企業に対し、企業立地優遇制度として補助金を交付します。

<対象経費、補助額、限度額>

(1)工場等新增設事業

・新設又は増設をした工場等に係る土地及び家屋の固定資産評価額の8%以内(市外からの新規企業又は市内に工場等を20年以上有している企業は12%以内(いずれか1回に限る。))

※「住工混在移転」、「航空宇宙関連産業立地」又は「次世代産業立地」のいずれかに該当する場合は補助率を2%上乗せ

・限度額：1億5千万円

(2)既存工場等入居事業

・工場等に入居をするに伴い新たに取得した構築物、機械及び装置に係る償却資産の固定資産評価額の8%以内(市外からの新規企業又は市内に工場等を20年以上有している企業は12%以内(いずれか1回に限る。))

※「住工混在移転」、「航空宇宙関連産業立地」又は「次世代産業立地」のいずれかに該当する場合は補助率を2%上乗せ

・限度額：1,500万円



■小牧市内企業再投資促進補助金

20年以上県内に立地する工場等を有し、かつ、10年以上市内に立地する工場等を有する企業が、工場、研究所の新增設等を行う際に、その経費の一部を補助します。

<対象経費、補助額、限度額>

(1)大企業(みなし大企業を含む。)

・固定資産取得費用(土地を除く。)の4%以内
・限度額：5億円

(2)中堅企業・中小企業(みなし大企業を除く。)

・固定資産取得費用(土地を除く。)の10%以内
・限度額：10億円

※中堅企業：従業員2,000人以下の大企業



■小牧市高度先端産業立地促進補助金

高度先端産業に係る工場の新設又は増設を行う中小企業に対し、その経費の一部を補助します。

<対象経費、補助額、限度額>

中小企業

・固定資産取得費用(土地を除く。)の25%(※1)以内(既設工場の建物内に新たな機械設備を設置する場合又は工場の建物を賃借する場合は12.5%(※2)以内)

・限度額：2億円

※1 みなし大企業は20%

※2 みなし大企業は10%



■小牧市企業立地インフラ整備支援補助金

小牧市企業立地促進補助金、小牧市内企業再投資促進補助金又は小牧市高度先端産業立地促進補助金の対象となる工場等の新設又は増設に伴うインフラ(道路・水路・水道施設)整備に対し、その経費の一部を補助します。

<対象経費、補助額、限度額>

- ・100万円以上の道路、水路又は水道施設の新設・改修の工事に係る経費の2分の1以内
- ・限度額：500万円



■小牧市中小企業環境保全対策設備等導入補助金

工場等の騒音、振動及び臭気を防止する設備等の新規導入又は改修等を実施する市内中小企業に対し、その経費の一部を補助します。

<対象経費、補助額、限度額>

次に掲げる事業に要する経費の2分の1以内

- ・機械装置等から発生する騒音を防止する設備又は防音壁を設置し、増設し、又は改修する事業
- ・機械装置等から発生する振動を防止する設備を設置し、増設し、又は改修する事業
- ・機械装置、原材料等から発生する臭気を低減する設備を設置し、増設し、又は改修する事業
- ・排出口の方向、位置又は高さを変更する等の臭気を防止又は低減するための工事を施す事業

限度額：年度当たり500万円



■小牧市中小企業次世代産業設備等導入補助金

次世代産業分野における製品の開発、生産等を行うために新たな設備等を導入する市内中小企業に対し、その経費の一部を補助します。

<対象経費、補助額、限度額>

- ・次世代産業分野における製品の開発、生産等を行うための設備等(1設備等当たり1,000万円以上のもの)の取得に要する経費の10%以内
- ・限度額：年度当たり1,000万円

※導入する設備等から開発、生産等される製品が次世代産業分野に合致している必要があります。

※補助対象事業の該当の可否については、外部委員による審査委員会によって審査されます。



小牧市は市制70周年を迎えました。